

大規模災害発生時における九州ブロック 災害廃棄物対策行動計画

—九州ブロック内における広域連携のあり方—

平成 29 年6月策定
令和2年3月改訂(案)

大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

<目 次>

第1章 はじめに	1
第2章 九州ブロック協議会の構成と基本的な役割	1
第3章 行動計画の位置づけ	2
第4章 行動計画で対象とする災害	4
第1節 九州各県において想定する災害	4
第2節 本行動計画において対象とする災害	4
第3節 災害廃棄物の種類	4
第4節 有害物質等に汚染された災害廃棄物の発生可能性	6
第5章 災害廃棄物の処理に向けた連携体制の構築	7
第1節 九州ブロックで連携して対応に当たる災害廃棄物処理の基本方針	7
第2節 災害廃棄物処理の基本的な流れ	9
第3節 九州ブロックにおけるネットワークの構築	10
第4節 発災時のブロック内連携体制の構築	14
第5節 情報の一元化及び共有	28
第6節 災害廃棄物の運搬ルート・運搬手段等の確保方針	30
第7節 目標期間の設定	34
第8節 他地域ブロックとの連携	34
第9節 広域連携に当たっての教訓・課題	36
第6章 合同演習・訓練、セミナー等の実施	41
第1節 合同訓練、セミナー等の必要性について	41
第2節 合同演習・訓練等のフィードバック	41
第3節 合同演習・訓練等の実施事例	41
第7章 九州ブロック内の関係者の対応状況の共有等	46
第1節 状況把握と情報共有	46
第2節 行動計画の見直し	49

【用語の説明】

用語	定義
九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の範囲をいう。 ※その他、地域ごとに、北海道ブロック、東北ブロック、関東ブロック、中部ブロック、近畿ブロック、中国ブロック、四国ブロックがある。
大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会	災害廃棄物対策に関し、県域を越え九州ブロック全体で相互に連携して取り組むべき課題の解決を図るため、九州地方環境事務所が中心となって設置された組織で、九州ブロック内の県、主要な市、産業廃棄物処理事業者団体、環境省以外の国の機関（国土交通省、内閣府）、学識経験者等の専門家で構成される。
大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画	平時から、九州ブロック協議会等の活動を通じて、行政のみならず民間事業者を含む九州ブロック内の関係者が連携・協力体制を構築し、災害廃棄物対策の課題を解決するための対応や連携のあり方を取りまとめた計画。
<u>災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)</u>	<u>国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワーク。有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等によって構成される。我が国の災害廃棄物対応力を向上させるため、環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成される組織。地方公共団体における平時の備えと、発災後の災害廃棄物の処理を支援する。</u>
災害廃棄物処理計画	<u>各自治体において、今後発生が予測される災害に備え、その被害を抑止・軽減するための災害予防、発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について必要事項を整理した計画。平時において地方公共団体が廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づき策定する計画であり、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理したものの。</u>
災害廃棄物処理指針 (マスタープラン)	<u>大規模災害発災時に環境省本省大臣が災害対策基本法に基づいてき作成策定する指針であり、大規模災害発生時に、環境大臣において、災害廃棄物処理の全体像（国・県・市町村の役割分担、処理の推進体制、スケジュール等）をまとめたるもの。</u>
災害廃棄物処理実行計画	<u>発災後、被災状況を踏まえ、災害廃棄物の処理方法や処理を完了するまでのスケジュールを定めた計画。発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、発災後において地方公共団体が策定する計画。災害廃棄物の発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュールなどを整理したもので、地方公共団体は災害の規模に応じて具体的な内容を示す。</u>
<u>大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針</u>	<u>東日本大震災及び近年発生した比較的規模の大きい災害の教訓・知見やこれまでの取組の成果を踏まえ、大規模災害時において、災害廃棄物処理に関わる関係者が担うべき役割や責務を明確化し、関係者による連携・協力体制を構築することにより、“オールジャパンでの対応”の実現を目的としたもの。</u>
受援	<u>災害時において、被災者側が人的・物的支援を受けること。</u>
ブロック内連携	被災した県内のみでは災害廃棄物の処理が困難で、地域ブロック内の複数の県が連携して災害廃棄物処理に当たること。本行動計画では、特に断りがない限り、九州ブロック内で被災した自治体に対し、九州ブロック内の他の自治体や廃棄物処理事業者・団体、九州地方環境事務所等が連携して災害廃棄物処理の支援に当たることを「ブロック内連携」と称する。
ブロック間連携	被災した地域において、ブロック内連携だけでは対応が困難で、他の地域ブ

	<p>ックからの支援を要する場合に、ブロックを越えて行われる連携。 被災した九州ブロックを他地域ブロックが支援する場合と、九州ブロックが被災した他地域ブロックを支援する場合とがある。</p>
支援県	九州ブロック内で被災県の支援に当たる、被災県以外の県を指す。
広域連携チーム	被災県のリーダーを中心に、支援に当たる協議会構成員及び国（D. Waste-Net 含む）から被災県へ派遣された職員と連携して構成するチームで、被災県庁内に拠点を設置することを基本とする。情報収集、支援団体との調整事務等の役割を担い、被災県の災害廃棄物対策班のサポートを行うほか、国（D. Waste-Net）の立場からは、被災県及び被災市町村の災害廃棄物処理に関する技術的指導や助言にも当たる。

第4章 行動計画で対象とする災害

第1節 九州各県において想定する災害

九州各県において想定する災害は、各県で策定された災害廃棄物処理計画等の資料に基づくものとする。

第2節 本行動計画において対象とする災害

本行動計画は、被災した県内のみでは災害廃棄物の処理が困難となった場合の災害を基本的な対象とし、九州ブロック内で連携して災害廃棄物処理を行う際の各関係者の対応を整理したものである。ただし、被害が複数県にまたがったり、迅速な処理を進めるために被災自治体が県外の支援を要請する場合も対象に含め、臨機応変に連携して対応に当たるものとする。

第3節 災害廃棄物の種類

本行動計画において対象とする災害廃棄物の種類及び災害廃棄物の処理例は、表 4-3-1、図 4-3-1 に示すとおりである。

また、このほか、発災後の被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水等が発生する。

表 4-3-1 災害廃棄物の種類

災害廃棄物の種類	内容
a. <u>可燃物/可燃系混合物</u>	<u>繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物</u>
b. <u>木くず</u>	<u>柱・はり・壁材などの廃木材</u>
c. <u>畳・布団</u>	<u>被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの</u>
d. <u>不燃物/不燃系混合物</u>	<u>分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物[※]等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物</u> <u>※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの</u>
e. <u>コンクリートがら等</u>	<u>コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど</u>
f. <u>金属くず</u>	<u>鉄骨や鉄筋、アルミ材など</u>
g. <u>廃家電（4品目）</u>	<u>被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの</u> <u>※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。</u>
h. <u>小型家電/その他家電</u>	<u>被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの</u>
i. <u>腐敗性廃棄物</u>	<u>被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など</u>
j. <u>有害廃棄物/危険物</u>	<u>石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等</u>
k. <u>廃自動車等</u>	<u>自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車</u> <u>※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。</u> <u>※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。</u>
l. <u>その他、適正処理が困難な廃棄物</u>	<u>ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など</u>

第3節 九州ブロックにおけるネットワークの構築

1. 九州ブロックにおけるネットワークの構築

九州ブロックでは、国（九州地方環境事務所）が中心となり下表の九州ブロック協議会構成員のほか、必要に応じて、災害廃棄物処理対応に関連する事業者の団体等とも情報共有や協議等を行うことで、大規模災害に備えた連携のためのネットワークを構築するものとする。

なお、九州ブロック協議会は、九州地方環境事務所が事務局となって、定期的を開催することを基本とする。

本協議会の構成員は、下表のとおりである。

表 5-3-1 九州ブロック協議会構成員

自治体	福岡県環境部廃棄物対策課長 佐賀県県民環境部循環型社会推進課長 長崎県環境部廃棄物対策課長 熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長 大分県生活環境部循環社会推進課長 宮崎県環境森林部循環社会推進課長 鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課長 沖縄県環境部環境整備課長 北九州市環境局循環社会推進部循環社会推進課長 福岡市環境局循環型社会推進部循環型社会計画課長 久留米市環境部施設課長 大牟田市環境部環境企画廃棄物対策課長 長崎市環境部廃棄物対策課長 佐世保市環境部環境政策課長 熊本市環境局資源循環部廃棄物計画課長 大分市環境部清掃管理ごみ減量推進課長 宮崎市環境部廃棄物対策課長 鹿児島市環境局資源循環部資源政策課長 那覇市環境部廃棄物対策課長
民間団体	公益社団法人全国産業廃棄物資源循環連合会九州地域協議会会長
有識者	九州大学 大学院工学研究院環境社会部門 島岡 隆行 教授 名古屋大学 減災連携研究センター 平山 修久 准教授
国の機関	国土交通省九州地方整備局企画部防災課室長 内閣府沖縄総合事務局開発建設部防災課長 環境省九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策資源循環課長

平成 2931 年 4 月現在

	被災市町村のごみステーション、 仮置場、廃棄物処理施設	巡回、搬入監視、ごみ搬入者の場内誘導、分別指導、分別 作業、車両への積み込み、環境保全対策等に関する支援
物的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬車両、重機、作業用車両等の貸し出し ・鉄板・ブルーシート等の資材提供 ・仮設トイレの提供 	

表 5-3-6 災害廃棄物処理に関する被災自治体への支援内容例（九州地方整備局）

分野	支援内容例
処理に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開作業 ・海へ流出した漂流ごみの回収 ・国土交通省発注事業における災害廃棄物由来の再生資材の活用
物的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場として活用可能な土地の提供 ・重機、作業用車両等の貸し出し ・鉄板・ブルーシート等の資材提供 ・支援が必要な資機材に関するレンタル業界の紹介
技術的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の海上輸送ルートの検討

表 5-3-7 災害廃棄物処理に関する被災自治体への支援内容例（[全産連九州地域協議会産業資源循環協会](#)）

分野	支援内容例									
処理に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・産廃業者による収集運搬[※] <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物</th> <th>発生源</th> <th>収集運搬車両の搬入先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間処理前</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災現場 ・ごみステーション ・避難所 ・仮置場（集積所） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地内の仮置場（集積所） ・ごみ処理施設（一般廃棄物、産業廃棄物） ・資源化業者（分別されているもの） </td> </tr> <tr> <td>中間処理後</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地内の処理施設 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化業者（分別されているもの） ・最終処分場（焼却残渣、不燃残渣等） </td> </tr> </tbody> </table>	対象物	発生源	収集運搬車両の搬入先	中間処理前	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場 ・ごみステーション ・避難所 ・仮置場（集積所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地内の仮置場（集積所） ・ごみ処理施設（一般廃棄物、産業廃棄物） ・資源化業者（分別されているもの） 	中間処理後	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地内の処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化業者（分別されているもの） ・最終処分場（焼却残渣、不燃残渣等）
	対象物	発生源	収集運搬車両の搬入先							
	中間処理前	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場 ・ごみステーション ・避難所 ・仮置場（集積所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地内の仮置場（集積所） ・ごみ処理施設（一般廃棄物、産業廃棄物） ・資源化業者（分別されているもの） 							
中間処理後	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地内の処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化業者（分別されているもの） ・最終処分場（焼却残渣、不燃残渣等） 								
処理	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地内において中間処理を行う仮置場の設置及び運営（被災自治体発注事業）[※] ・産業廃棄物処理施設における処理[※] <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物</th> <th>処理内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間処理前</td> <td>中間処理（焼却、破碎・選別、圧縮、梱包等）、最終処分、資源化</td> </tr> <tr> <td>中間処理後</td> <td>最終処分、資源化</td> </tr> </tbody> </table>	対象物	処理内容	中間処理前	中間処理（焼却、破碎・選別、圧縮、梱包等）、最終処分、資源化	中間処理後	最終処分、資源化			
	対象物	処理内容								
	中間処理前	中間処理（焼却、破碎・選別、圧縮、梱包等）、最終処分、資源化								
中間処理後	最終処分、資源化									
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・会員による支援可能な内容の情報収集及び自治体との契約に関する調整支援（九州ブロック各県の産廃協会及び広域連携チームを通じた支援に関する調整） 									
物的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬車両、重機、作業用車両等の貸し出し[※] ・鉄板・ブルーシート等の資材提供[※] ・仮設トイレの提供[※] 									

[※]全産連九州地域協議会産業資源循環協会からの要請に基づく、各県協議会会員（産廃業者）による支援内容

1. 構築する連携体制

1) 被災した県内での連携による処理対応

災害により、従来の行政区域内における災害廃棄物処理対応が困難となった被災市町村に対し、県や県内の近隣市町村が支援を行い、災害廃棄物処理に当たる場合の対応を想定する。県外からの支援については、災害支援協定やプッシュ型支援等によるものが想定されるが、九州ブロック内としての連携は基本的には行われたいものとする。

本連携時の関係者の役割（関わり方）を表 5-4-2 に、処理対応時の体制例を図 5-4-1 に示す。

表 5-4-2 県内での連携による処理対応時の関係者の役割

	関係者	役割
支援に関すること	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理に関する連絡窓口の設置 ・ 被災市町村への指導・助言 ・ 被災市町村への支援に関する調整 ・ 調整結果を踏まえ、県内市町村、県産廃協会産資協等へ支援要請 ・ 庁内関係部局との連絡調整・情報共有
	被災県内で支援可能な市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体 ※支援可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県を通じた支援に関する調整 ・ 調整結果を踏まえ、市町村と一般廃棄物処理事業者・団体が一体となった支援の実施 ・ 庁内関係部局との連絡調整・情報共有
	産業資源循環協会 (必要に応じ、全産連九州地域協議会も協力) ※必要に応じ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災県の産廃協会産資協及び被災県を通じたへの支援に関する調整 ・ 調整結果を踏まえた支援の実施
	九州地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理に関する県・市町村への指導・助言 ・ 必要に応じ、環境省（本省）、九州管内の他の行政組織（九州地方整備局、沖縄総合事務局）等との連絡調整・情報共有
	九州地方整備局、 沖縄総合事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、各行政組織の本省、九州地方環境事務所等との連絡調整・情報共有
受援に関すること	被災県内で支援を必要とする市（構成員以外の被災市町村についても、役割は同様）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政区域内における災害廃棄物処理対応（対応困難な場合は県へ事務委託） ・ 県への支援要請 ・ 受援のための県との調整 ・ 庁内関係部局との連絡調整・情報共有

2) 九州ブロック内での連携による処理対応

災害により、県内だけでは災害廃棄物処理対応が困難となった県に対し、被災していない県の関係者から支援を行い、九州ブロックを挙げて災害廃棄物処理に当たる場合の対応を想定する。本連携時の関係者の役割（関わり方）を表 5-4-3、表 5-4-4 に、被災県内に立ち上がる広域連携チームが担う役割を表 5-4-5 に示す。

表 5-4-3 ブロック内連携による処理対応時の関係者の役割（広域連携チーム立ち上げ前）

	関係者	役割
支援に関する こと	支援県	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から整理している情報の確認（支援可能な内容や能力、関係者の連絡先等） ・県内市町村及び県内事業者団体等から支援可能な内容、プッシュ型支援・支援協定等に基づき既に行われている支援等の確認・把握 ・上記を含め、当該県内から支援可能な内容の集約 ・人的支援が可能な場合、広域連携チームへ職員を派遣
	支援県内の市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体、被災県内であっても支援可能な市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村及び当該市町村管轄の一般廃棄物処理事業者・団体から支援可能な内容、プッシュ型支援・支援協定等に基づき既に行われている支援等の情報について確認・把握し、県へ情報を集約 ・人的支援が可能な場合、広域連携チームへ職員を派遣
	<u>各県の産業資源循環協会（必要に応じ、全国産業廃棄物資源循環連合会九州地域協議会も情報集約や連絡調整に協力）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・各県の産廃協会産資協から支援可能な内容、プッシュ型支援・支援協定等に基づき既に行われている支援等の情報について確認・把握し、九州地方環境事務所各県との情報共有
	九州地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成員である被災県及び市から、被災状況に関する情報や必要な支援に関する情報の収集 ・県外からの支援（ブロック内連携又はブロック間連携 → 広域連携チーム設置）に関する被災県との協議 ・協議会構成員である被災していない県及び市と連絡調整し、広域連携チームへの人員派遣を要請 ・被災県への職員の派遣（広域連携チームと一体となって対応に当たる） ・D. Waste-Net への協力要請 ・災害廃棄物対応に関する県・市町村への指導・助言 ・環境省（本省）、九州管内の他の行政組織（九州地方整備局、沖縄総合事務局）等との連絡調整・情報共有
	九州地方整備局、 沖縄総合事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・各行政組織の本省、九州地方環境事務所等との連絡調整・情報共有
	有識者	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、九州地方環境事務所等との連絡調整・情報共有
受援に関する こと	被災県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に関する連絡窓口の設置となる職員の配置 ・県下市町村の被災状況に関する情報や必要な支援に関する情報の収集 ・九州地方環境事務所との連絡調整・情報共有（被災状況、必要とする支援の内容等） ・平時から整理している情報の確認（資機材の調達体制、仮置場候補地、支援要請先等） ・県外からの支援（ブロック内連携又はブロック間連携 → 広域連携チーム設置）に関する九州地方環境事務所との協議 ・被災市町村への指導・助言 ・広域連携チームへリーダーの選任・配置の連絡窓口となる職員の配置 ・広域連携チームへの派遣人員等、支援者の受入準備 ・庁内関係部局との連絡調整・情報共有 ・被災市町村から県への事務委託があった場合の対応
	被災県内で支援を必要とする市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に関する連絡窓口の設置 ・行政区域内における災害廃棄物処理対応（対応困難な場合は県へ事務委託） ・県との連絡調整・情報共有（被災状況、必要とする支援の内容等） ・平時から整理している情報の確認（資機材の調達体制、仮置場候補地、支援要請先等）

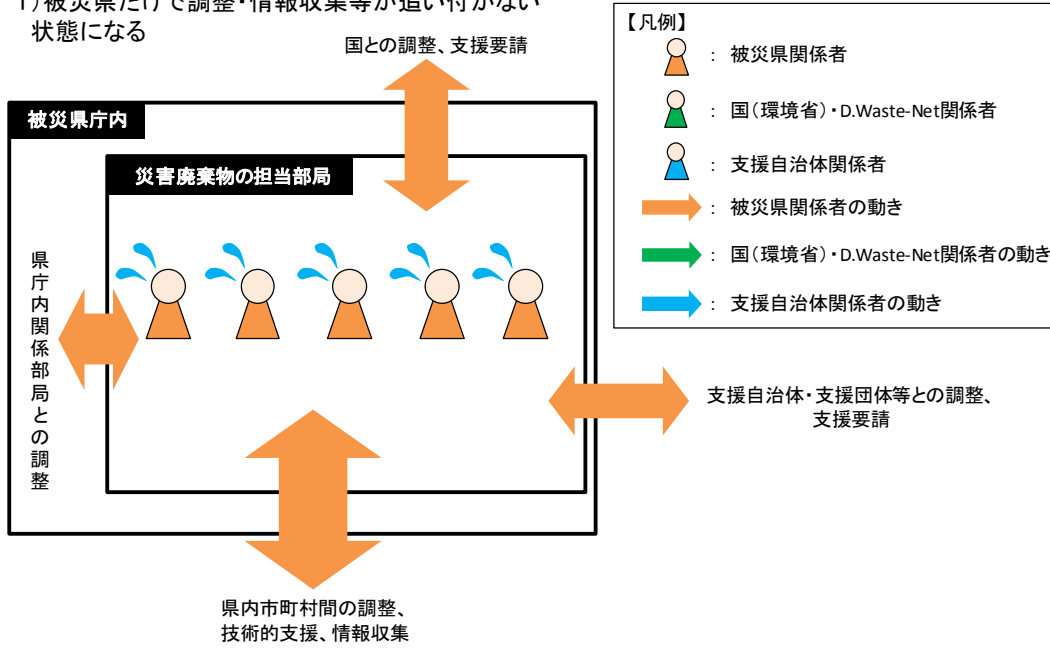
	・庁内関係部局や一般廃棄物処理事業者・団体との連絡調整・情報共有
--	----------------------------------

表 5-4-4 ブロック内連携による処理対応時の関係者の役割（広域連携チーム立ち上げ後）

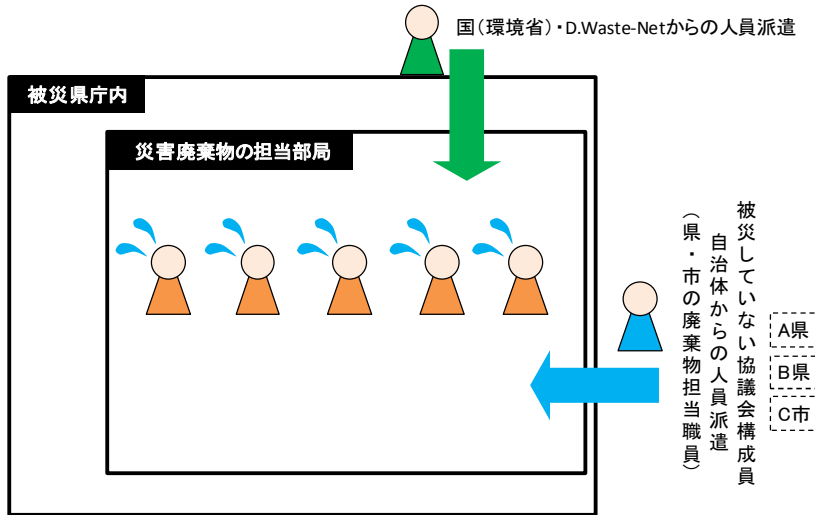
	関係者	役割
支援に関する こと	支援県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村及び県内事業者団体等から支援可能な内容、プッシュ型支援・支援協定等に基づき既に行われている支援等の確認・把握（※広域連携チーム立ち上げ前から継続） ・上記を含め、当該県内から支援可能な内容の集約（※広域連携チーム立ち上げ前から継続） ・広域連携チームとの連絡調整・情報共有 ・支援の実施に関する広域連携チームとの調整 ・広域連携チームとの調整結果を踏まえた支援の実施（県内市町村への支援要請含む） <p>※広域連携チームへ参画している職員の役割は、表 5-4-5 を参照。</p>
	支援県内の市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体、被災県内であっても支援可能な市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村及び当該市町村管轄の一般廃棄物処理事業者・団体から支援可能な内容、プッシュ型支援・支援協定等に基づき既に行われている支援等の情報について確認・把握し、県へ情報を集約（※広域連携チーム立ち上げ前から継続） ・広域連携チームとの連絡調整・情報共有 ・支援の実施に関する広域連携チームとの調整 ・広域連携チームとの調整結果を踏まえた市町村と一般廃棄物処理事業者・団体が一体となった支援の実施（県から要請を受けて市町村と一般廃棄物処理事業者・団体が一体となって行う支援を含む） <p>※広域連携チームへ参画している職員の役割は、表 5-4-5 を参照。</p>
	<u>各県の産業資源循環協会（必要に応じ、全国産業廃棄物資源循環連合会九州地域協議会も情報集約や連絡調整に協力）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・各県の産廃協会産資協から支援可能な内容、プッシュ型支援・支援協定等に基づき既に行われている支援等の情報について確認・把握し、広域連携チームとの情報共有 ・九州ブロック各県の産廃協会産資協及び広域連携チームを通じた支援に関する調整 ・調整結果を踏まえた支援の実施を産廃協会産資協（産廃協会産資協から事業者）へ要請
	九州地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成員である被災県及び市から、被災状況に関する情報や必要な支援に関する情報を、広域連携チームを通じて収集 ・災害廃棄物対応に関する県・市町村への指導・助言（※広域連携チーム立ち上げ前から継続） ・環境省（本省）、九州管内の他の行政組織（九州地方整備局、沖縄総合事務局）等との連絡調整・情報共有（※広域連携チーム立ち上げ前から継続） ・【ブロック間連携も必要とする場合】他地域ブロックの地方環境事務所との連絡調整 <p>※広域連携チームへ参画している職員の役割は、表 5-4-5 を参照。</p>
	九州地方整備局、 沖縄総合事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・各行政組織の本省、九州地方環境事務所等との連絡調整・情報共有
	有識者	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、九州地方環境事務所等との連絡調整・情報共有
支援に関する こと	被災県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村への指導・助言 ・広域連携チームが集約した情報や調整状況の共有 ・庁内関係部局との連絡調整・情報共有（※広域連携チーム立ち上げ前から継続） ・被災市町村から県への事務委託があった場合の対応（※広域連携チーム立ち上げ前から継続） <p>※被災県の役割のうち、広域連携チームが担うものについては、表 5-4-5 を参照。</p>
	被災県内で支援を必要とする市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区域内における災害廃棄物処理対応（対応困難な場合は県へ事務委託） ・広域連携チームとの連絡調整・情報共有（被災状況、必要とする支援の内容等） ・庁内関係部局や一般廃棄物処理事業者・団体との連絡調整・情報共有

※ブロック内連携体制と別に既に進行している個別の支援・受援の動きは、そのまま継続するものとする。

1) 被災県だけで調整・情報収集等が追い付かない状態になる



2) 広域連携チーム構築に向けた支援の動き



3) ブロック内連携体制の構築(広域連携チームが立ち上がる)

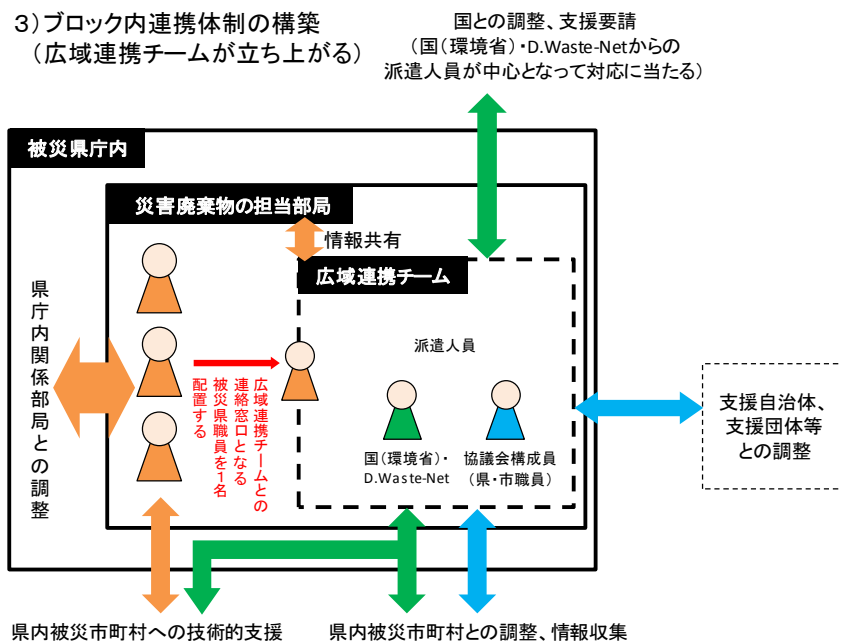
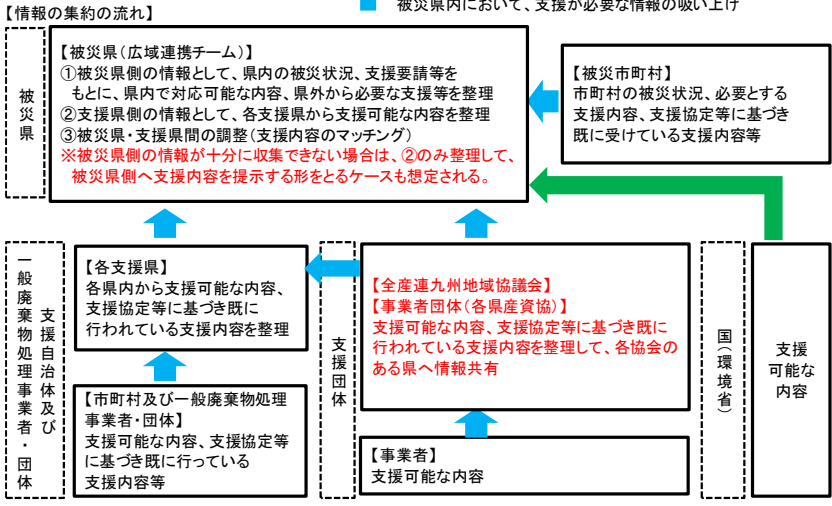
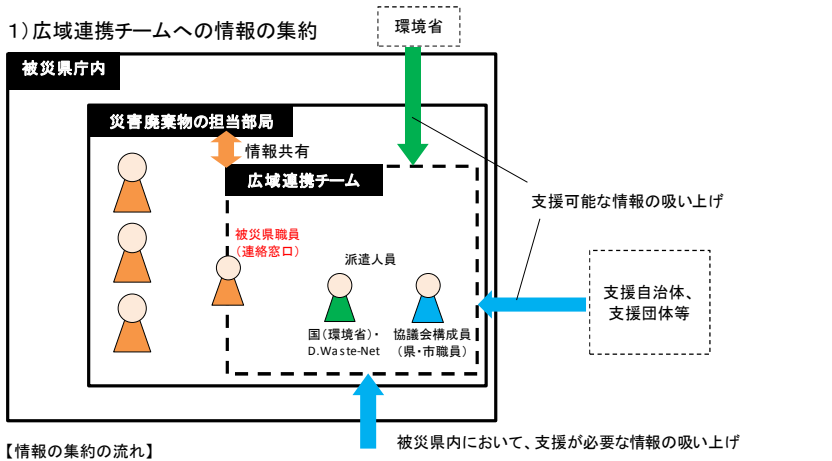
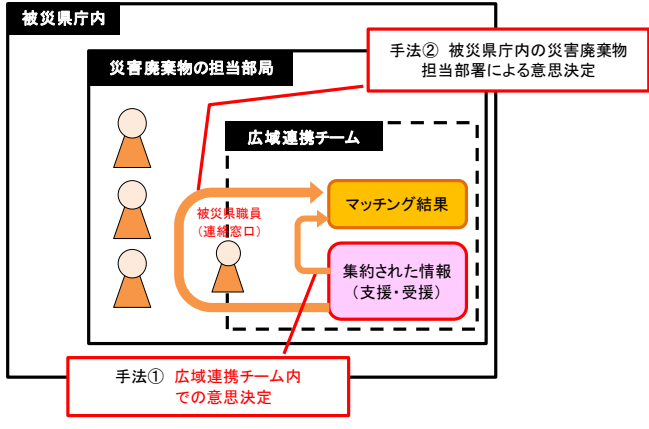


図 5-4-2 九州ブロック内連携を行う場合の広域連携チームの立ち上げ



2) 支援・受援の判断、マッチング



3) 情報の伝達

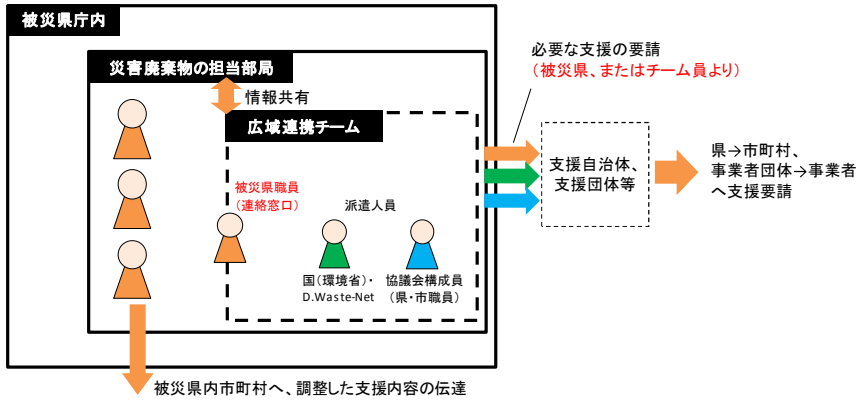


図 5-4-3 広域連携チームによる情報の集約及び支援に関する調整

表 5-4-6 九州ブロック内連携時の関係者の対応・役割について（図 5-4-4 補足説明）

【広域連携チーム構築までの関係者の対応】

No.	内容	九州ブロック内の主な関係者						有識者	
		自治体				民間団体	国の機関		
		支援自治体		被災自治体		産業資源循環協会	九州地方環境事務所		その他 (九州地方整備局、沖縄総合事務局等)
県	市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体	県	市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体						
①	発災後、国が被災していない協議会構成員と連絡調整し、広域連携チームへの人員派遣を要請	●	● (構成員)				●		
②	広域連携チームの受入準備(受入体制の整備)、 広域連携チームとの連絡窓口となる職員 の配置			●					
③-1	支援自治体(協議会構成員)からの広域連携チームへの人員派遣	●	● (構成員)						
③-2	国(環境省本省、九州地方環境事務所)、D.Waste-Netからの職員現地派遣(広域連携チームと一体で対応)						●		

【連絡調整・情報共有等に関する関係者の対応】

No.	調整範囲	連絡調整・情報共有等を行う関係者	九州ブロック内の主な関係者						有識者	
			自治体				民間団体	国の機関		
			支援自治体		被災自治体		産業資源循環協会	九州地方環境事務所		その他 (九州地方整備局、沖縄総合事務局等)
県	市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体	県	広域連携チーム 市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体							
④-1	被災県内	災害廃棄物担当部局 内 (県職員 ↔ 広域連携チーム)			●	●				
④-2		災害廃棄物担当部局 ↔ その他関係部局 間 (県職員)			●					
④-3		災害廃棄物担当部局(市町村職員) ↔ その他関係部局(市町村職員)及び一般廃棄物処理事業者・団体 間					●			
④-4		広域連携チーム ↔ 被災市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体 間 ※被災市町村から支援要請を受け、調整				●	●			
④-5		被災県災害廃棄物担当部局 ↔ 被災市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体 間 ※技術的支援(指導・助言、事務委託対応等)			●		●			
④-6		広域連携チーム ↔ 被災県内で被災していない市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体 間 ※必要に応じて支援要請・調整				●	▲ (被災していない市町村及び一般廃棄物処理事業者)			
⑤-1	支援県内	支援県 ↔ 各支援県内市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体 間 ※必要に応じて支援要請・調整	●	●						
⑤-2		支援県 ↔ 各支援県内の産資協 間	●				●			
⑥-1	被災県内・外	広域連携チーム ↔ 九州地方環境事務所 間 ※必要に応じて支援要請・調整				●		●		
⑥-2		広域連携チーム ↔ 支援県 間 ※必要に応じて支援要請・調整 また、既に実施されている支援に関する情報収集	●			●				
⑥-3		広域連携チーム ↔ 被災県内の産資協 間 ※必要に応じて支援要請・調整					●			
⑥-4		広域連携チーム → 九州ブロック外からの支援組織 ※既に実施されている支援に関する情報収集				●			●	
⑦-1	国の機関同士	九州地方環境事務所 ↔ 環境省(本省) 間						●		
⑦-2		九州地方環境事務所 ↔ 九州管内のその他行政組織 間						●	●	
⑦-3		九州管内のその他行政組織 ↔ その他行政組織(本省) 間							●	

※ No.は、前ページの図中に記載された番号に対応している。

被災自治体職員の負担を極力抑える

2. 連携体制構築までの流れ

発災後、連携体制の構築に向け、各関係者において実施すべき対応の流れとして、図 5-4-6 に示すような内容を想定する。ブロック内連携については、その必要性の判断から広域連携チームの設置までを、初動期（発災後数日間）のうちに完了することを目標とする。

ブロック内連携体制構築（広域連携チーム設置）後は、関係者において支援可能な情報の集約及び被災自治体との調整を、広域連携チームが行う。集約する情報の内容については、「第5節 情報の一元化及び共有」に後述する。

なお、これらの表の内容は九州ブロック内連携体制の構築に係る対応を整理したものであるが、災害支援協定等に基づいて行われるブロック内連携以外の体制による個別の支援・受援の動きを妨げるものではない。ブロック内連携以外の、協定等別の体制に基づく支援については、本節の「4. ブロック内連携以外の支援の動き」に後述する。

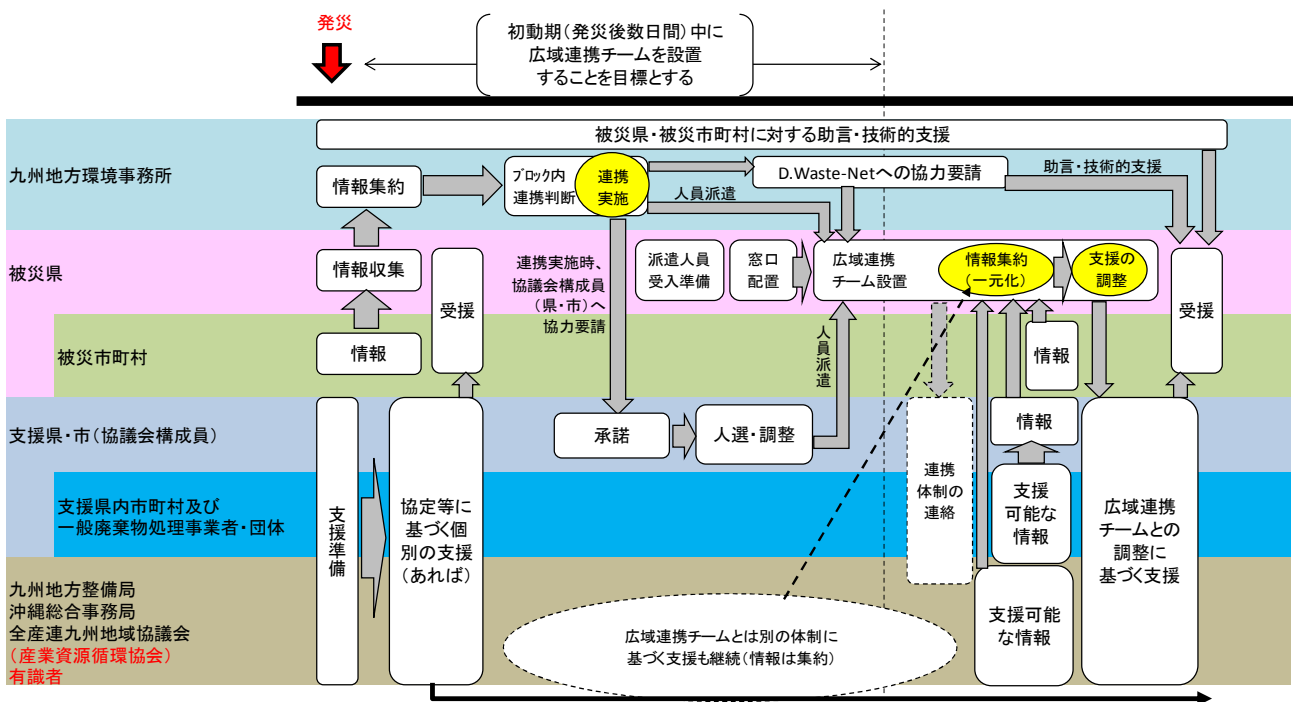


図 5-4-6 発災後の連携体制構築に向けた各関係者の対応例（概略）

表 5-4-8 九州ブロック内における主な災害時支援協定

協定	締結日	締結団体
九州・山口9県災害時応援協定	平成7年 11月8日	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県
<u>九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定</u>	<u>平成29年 10月31日</u>	<u>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県</u>
九州九都市災害時相互応援に関する協定	平成7年 12月28日	九州九都市間 (北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、 大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市)
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	平成23年 10月31日	関西広域連合 ↓ 九州地方知事会 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県)
21大都市災害時相互応援に関する協定	平成24年 4月1日	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、 川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、 名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、 広島市、北九州市、福岡市、熊本市
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成8年 7月18日	47都道府県間 (九州ブロックは中国・四国ブロックと 相互支援を行う。)
指定都市市長会行動計画	— (指定都市市長会 で採択された計画)	大都市間 (政令市に同じ。九州ブロックでは、 北九州市、福岡市、熊本市が該当する。)
中核市災害相互応援協定	平成21年 9月1日	中核市間 (九州ブロックでは、久留米市、長崎市、佐世保市、 大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市が該当する。)
全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定	平成18年 7月27日	特例市間 (九州ブロックでは、佐賀市が該当する。)
各県・県内市町村間の災害時相互応援に関する協定	—	各県 ↓ 各県内市町村
各県・県内市町村と民間団体との災害廃棄物処理の協力等に関する協定	—	各県 ↓ 各県内民間団体 (一般廃棄物処理事業者・団体、産業廃棄物協会、 浄化槽協会、検査機関、建設業協会、レンタル会社、 トラック協会等が想定される。)
個別の自治体間の災害時相互応援に関する協定	—	個別自治体間

第5節 情報の一元化及び共有

ブロック内連携を活用した円滑かつ適切な災害廃棄物処理を進めるため、広域連携チームが被災県庁内に設置されたのちは、広域連携チームが中心となり、各方面からの情報収集に努め、集約した情報は災害対策本部内において共有するものとする（情報の一元化）。

情報の一元化は、情報の錯綜や行き違い、一部の関係者のみによる調整や情報把握が生じないように、広域連携チームにおいて、被災状況に関する情報、被災自治体に対する各方面からの支援の動き（前述の個々の協定等に基づく支援も含む）等を集約するものである。

各主体において収集、集約、共有すべき主な情報は、表 5-5-1 に示すとおりである。

表 5-5-1 広域連携チームに集約すべき主な情報例

主体	No.	集約する情報	情報収集先
被災県 (広域連携 チーム)	1-1	被害情報(災害廃棄物量、施設の稼働状況、 処理状況等)	被災市町村 (No. 2-1~4 で集約された情報)
	1-2	必要な支援内容	
	1-3	仮置場の設置状況、ごみの分別状況	
	1-4	域外での緊急処理が必要な災害廃棄物等	
	1-5	可能な支援内容	支援県・市(構成員)、 九州地方整備局、全産連九州地域協議会 (No. 4-1~2, No. 5-1~2, No. 7-1~2, No. 8-1~2 で集約された情報)
	1-6	域外で緊急処理が必要な災害廃棄物の受 入可能量	
	1-7	専門家に関する情報	九州地方環境事務所 (No. 3-2~3 で集約された情報)
	1-8	国の動き(マスタープラン、補助金申請等) に関する情報	
	1-9	ブロック内連携以外の協定等に基づく支 援状況	各被災県内、被災市町村 (No. 2-1~5 で集 約された情報)、支援元
被災市町村	2-1	被害情報(災害廃棄物量、施設の稼働状況、 処理状況等)	各被災市町村内
	2-2	必要な支援内容	
	2-3	仮置場の設置状況、ごみの分別状況	
	2-4	域外での緊急処理が必要な災害廃棄物等	
	2-5	ブロック内連携以外の協定等に基づく支 援状況	
九州地方 環境事務所	3-1	被害状況、支援・受援に関する情報	広域連携チーム(情報共有)
	3-2	専門家に関する情報	環境省(本省)、D.Waste-Net
	3-3	国の動き(マスタープラン、補助金申請等) に関する情報	環境省(本省)
支援県	4-1	可能な支援内容	支援県内市町村及び一般廃棄物処理事業 者・団体 (No. 6-1~2 で集約された情報)
	4-2	域外で緊急処理が必要な災害廃棄物の受 入可能量	
支援県内の 市 (構成員)	5-1	可能な支援内容	各市内
	5-2	域外で緊急処理が必要な災害廃棄物の受 入可能量	各市内及び市内の一般廃棄物処理事業 者・団体
支援県内市 町村及び一 般廃棄物処 理事業者・ 団体	6-1	可能な支援内容	各支援市町村内及び支援市町村内の一般 廃棄物処理事業者・団体
	6-2	域外で緊急処理が必要な災害廃棄物の受 入可能量	
九州地方 整備局	7-1	可能な支援内容	九州地方整備局内
	7-2	道路啓開状況	
全産連九州 地域協議会 (産業資源 循環協会)	8-1	可能な支援内容	連合会員(産廃協会産資協)
	8-2	連合会員による災害廃棄物の受入可能量	
有識者	9-1	可能な支援内容	有識者(本人)

なお、迅速な情報の収集、集約、共有に当たり、災害に備えた非常用通信手段を確保しておく必要があるため、「大規模災害時の非常用通信手段の在り方に関する研究会(総務省)*1」等を参考に、各主体において、衛星携帯電話や中速～高速の衛星データ通信環境を整備しておくことが望ましい。

*1 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/daikibosaigai_hijyou-tsushin/index.html

ックに対して支援可能な内容について集約する。九州ブロック内の県は、自ら支援可能な情報や県下市町村・事業者団体等から支援可能な情報を集約し、九州地方環境事務所へ報告する。

2) 他地域ブロックとの連携体制

九州ブロックと被災した他地域ブロックとの連携体制は、環境省（本省）、九州地方環境事務所、支援を行う他地域ブロックの地方環境事務所が全体調整を行うことを基本とする。九州地方環境事務所は、集約された九州ブロックからの支援可能な内容を整理し、環境省（本省）との情報共有を行う。環境省（本省）は、九州地方環境事務所から報告を受けた支援可能な内容と、被災した他地域ブロックからの支援要請を基に、支援内容についての調整を行う。

決定した支援内容は、環境省（本省）から九州地方環境事務所へ、九州地方環境事務所から支援を行う九州ブロック内の各関係者に伝達し、支援を開始する。

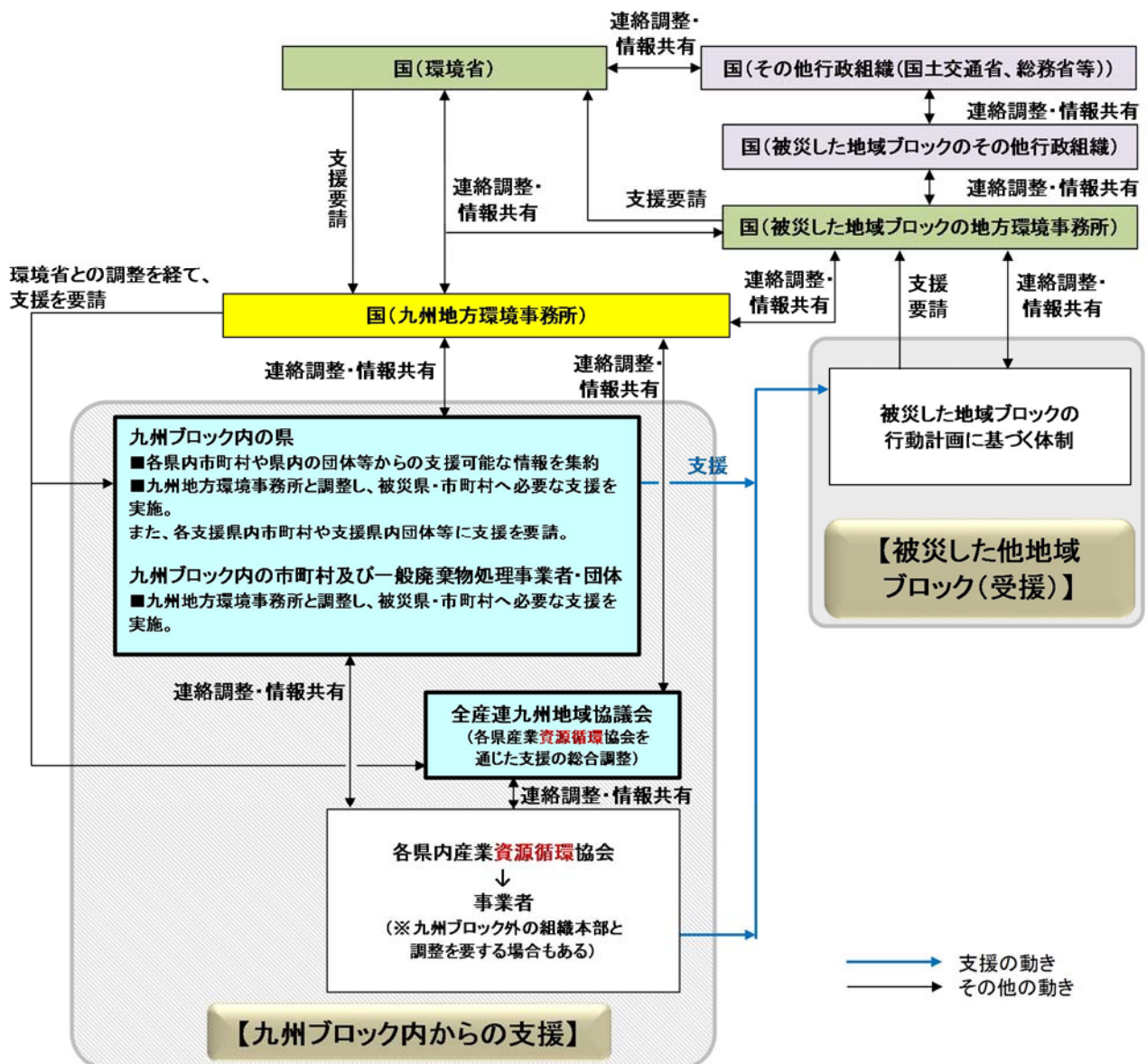


図 5-8-1 ブロック間連携により他地域ブロックを支援する場合の災害廃棄物処理に関する体制例

第9節 広域連携に当たっての教訓・課題

国が策定している資料や、過去に災害廃棄物処理対応が行われた記録等から、災害廃棄物処理の広域連携を行う際の教訓、課題等について、情報を蓄積していくとともに、九州ブロック協議会において共有を図る。平成28年度現在、以下の資料から広域連携時の教訓、課題等を整理している。主な課題や意見等に関するまとめは表5-9-1に、具体的な記載内容については資料集に示す。

■九州ブロック協議会を通じて得られた知見

参考文献・事例	第1回大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会資料
作成元	大規模災害時廃棄物対策九州ブロック協議会
作成年月	平成27年10月
広域連携に関する記載項目	・自治体ヒアリング結果（他市町村、関連団体との連携に係る課題・留意点） （竹田市）
参考文献・事例	第2回大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会資料
作成元	大規模災害時廃棄物対策九州ブロック協議会
作成年月	平成28年2月
広域連携に関する記載項目	・自治体ヒアリング結果（他市町村、関連団体との連携に係る課題・留意点） （日田市）
参考文献・事例	第4回大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会資料
作成元	大規模災害時廃棄物対策九州ブロック協議会
作成年月	平成28年11月
広域連携に関する記載項目	・自治体ヒアリング結果（熊本県、熊本市、益城町）

■他の地域ブロック協議会で策定された行動計画に記載されている内容

参考文献・事例	大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画（ <u>仮称第1版</u> ） <u>素案</u>
作成元	大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会
作成年月	平成 28 29年3月
広域連携に関する記載項目	・北海道ブロック協議会の構成と基本的な役割 ・北海道ブロック内におけるネットワークの構築
参考文献・事例	<u>災害廃棄物対策東北ブロック行動計画</u>
作成元	<u>大規模災害時廃棄物対策東北ブロック協議会</u>
作成年月	<u>平成29年2月</u>
広域連携に関する記載項目	・ <u>東北ブロック協議会の役割</u> ・ <u>広域連携時の各関係機関の対応手順</u>
参考文献・事例	<u>大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画【第二版】</u>
作成元	<u>大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会</u>
作成年月	<u>平成30年3月</u>
広域連携に関する記載項目	・ <u>行動計画の位置づけ</u> ・ <u>関東ブロックにおける連携体制の構築</u> ・ <u>支援チーム運営マニュアル（附則資料）</u>

参考文献・事例	災害廃棄物中部ブロック広域連携計画 <u>第一二版</u>
作成元	大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会
作成年月	平成 <u>2829</u> 年 <u>32</u> 月
広域連携に関する記載項目	・ 発災前の広域連携の手順 ・ 災害応急対応時の広域連携の手順

参考文献・事例	<u>近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画</u>
作成元	<u>大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会</u>
作成年月	<u>平成 29 年 7 月</u>
広域連携に関する記載項目	・ <u>平常時の大規模災害への備え</u> ・ <u>大規模災害時の対応（標準的な手順）</u>

参考文献・事例	<u>大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画</u>
作成元	<u>災害廃棄物対策中国ブロック協議会</u>
作成年月	<u>平成 30 年 3 月</u>
広域連携に関する記載項目	・ <u>大規模災害発生時における各主体の活動及び連携方針</u>

参考文献・事例	<u>大規模災害発生時における四国ブロック災害廃棄物対策行動計画</u>
作成元	<u>災害廃棄物対策四国ブロック協議会</u>
作成年月	<u>平成 30 年 3 月</u>
広域連携に関する記載項目	・ <u>大規模災害発生時における各主体の活動及び連携方針</u>

■他の地域ブロックにおける情報伝達訓練の事例

参考文献・事例	<u>平成 30 年度大規模災害時における関東地域ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書</u>
作成元	<u>環境省関東地方環境事務所</u>
作成年月	<u>平成 31 年 3 月</u>
広域連携に関する記載項目	・ <u>ワーキンググループ（支援チーム運営マニュアルの運用確認、支援チーム運営マニュアルの実効性確認、支援チームに関する討議・意見交換）</u>

参考文献・事例	<u>平成 30 年度大規模災害時における中部ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書</u>
作成元	<u>環境省中部地方環境事務所</u>
作成年月	<u>平成 31 年 3 月</u>
広域連携に関する記載項目	・ <u>情報伝達訓練の実施</u> ・ <u>広域連携計画の改定に関する検討</u>

■実際の災害時における、行動計画に基づいた対応の実例

参考文献・事例	<u>廃棄物・リサイクル分野の気候変動影響と適応策ガイドラインに関する第 2 回説明会資料「今年度の災害における災害廃棄物対策について」</u>
作成元	<u>環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室</u>
作成年月	<u>令和 2 年 1 月</u>
広域連携に関する	・ <u>地域ブロック内支援自治体からの廃棄物担当職員の派遣</u>

記載項目	・行動計画に基づく地域ブロック内広域処理の調整
------	-------------------------

■国が公表している資料等に記載されている内容

参考文献・事例	災害廃棄物対策指針 <u>(改定版)</u>
作成元	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
作成年月	平成 <u>26</u> 30 年 3 月
広域連携に関する記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の震災における課題（技術資料 1－4） ・広域処理に係る様式集・フォーマットの例（参考資料 1 <u>6</u>－2）

参考文献・事例	災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き
作成元	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
作成年月	平成 22 年 3 月
広域連携に関する記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に係る広域体制 ・広域体制に係る平常時対応 ・広域体制に係る災害時対応

■災害対応を行った経験についての記録や報告書に記載されている内容

参考文献・事例	東日本大震災-宮城県の 6 か月間の災害対応とその検証-
作成元	宮城県
作成年月	平成 24 年 3 月
広域連携に関する記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・課題等 ・検証の総括

参考文献・事例	東京都災害廃棄物支援処理事業記録…東日本大震災に伴う支援活動…
作成元	東京都環境局
作成年月	平成 26 年 3 月
広域連携に関する記載項目	・培った広域処理のノウハウ

参考文献・事例	東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録
作成元	環境省東北地方環境事務所
作成年月	平成 26 年 9 月
広域連携に関する記載項目	・【自治体の声】広域処理を振り返って～仙台市の提言（コラム）

参考文献・事例	東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録
作成元	岩手県
作成年月	平成 27 年 2 月
広域連携に関する記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・協力・支援体制 ・広域処理

参考文献・事例	巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか～東日本大震災の事例から学ぶもの～
作成元	環境省東北地方環境事務所
作成年月	平成 27 年 3 月